

令和3年度第3回 堺市アスベスト対策推進本部会議 議事要旨

日時 令和3年9月24日（金）16時45分～17時55分

場所 市役所本館4階 秘書課会議室他

※本館3階第1大会議室、出先機関（各区役所、上下水道局、消防局）については
オンライン

議題 1 東雲公園の対応等について

2 市有建築物におけるアスベスト含有建材の検出について

3 今後の対応について

【議題及び質疑】

1. 東雲公園の対応等について（資料1：公園緑地部・建築部）

2. 市有建築物におけるアスベスト含有建材の検出について（資料2～5：教育委員会、資料6：事務局）

（島田副市長）

- ・今回の小学校でのアスベスト確認について、天井板で隠れていたとしても、図面の記載表記のみでの単なる確認では適切な調査ができていない。
- ・今回の学校での事案を受け、他の学校でも再度点検する必要がある、他の局の施設においても、再度アスベストが本当にはないかどうかを点検する必要がある。吹き付けアスベストレベル1があれば、公表すべきである。

（環境局長）

- ・アスベスト対策は本部事務局である環境共生課から、アスベスト点検・管理マニュアルやアスベスト取組方針等を送付した後は、所管に委ねていた。また、アスベストが検出された場合の報道提供についても、ルール化ができていなかったことを受け、点検・管理マニュアルの改訂を早急に行う。北部地域事務所のアスベストの飛散事案から、5年が経過している。職員の意識を風化させないように取組を進めるので、協力をお願いする。

（市長公室長）

- ・保護者への対応をどうするのか。今回の調査結果が出ているとのことであるが、保護者の方も非常に心配しているのではないかと。

（教育次長）

- ・保護者への対応については、報道提供資料と同日に保護者宛通知をお届けする。保護者のご心配の件は、今日の会議で設置を予定している「市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム」で健康リスクについて専門家の意見を踏まえて検証することを考えている。

(山岡副市長)

- ・ 小学校の対応について、27日までそれぞれの該当フロアは使用中止ということになっているが、以後の対応はどうするのか。

(教育次長)

- ・ 対策チームでの専門家の意見を踏まえて判断をしたい。それまでは使用中止を継続する。

3. 今後の対応について (資料 7~9 : 事務局)

(建築都市局長)

- ・ まずは鉄骨造の建物や柱間隔の大きな空間のあるところ、もしくは機械室などで吸音効果が求められているような建物等、ある程度条件を絞りながら効果的に調査を進めたい。

(交通政策監)

- ・ 全数を調査するには時間がかかるので、重点化を図るべき建物の検討からスタートした方が良い。

(山岡副市長)

- ・ 点検・管理マニュアルを改訂するだけでなく、専門職の有無に関わらず、どの現場でも対応が徹底できるような仕組みが必要。これは施設の安全性という観点で、アスベスト以外にも広く通ずることがあると思う。「まさか」ではなく「もしかしたらあるかも」という疑いの目をもって、今回は全数調査を実施すべき。

(島田副市長)

- ・ 部会もマニュアル改訂も必要。アスベストは安価で、耐火性が高く、断熱性も防音性も高いので、平成 18 年に禁止されるまでは普通に使われていた材料である。施設管理者に対する啓発研修をできるだけ早い時期に実施すべき。

(交通政策監)

- ・ 市有建築物には行政財産と普通財産があり、普通財産の場合は難しいが、基本的にすべての建物についてのデータが一元的に管理されているべき。台帳を確認すれば、今の建物がどのような状態にあるのかがわかるように整理し、市全体でファシリティマネジメントを実施できるようにしてはどうか。

(建築都市局長)

- ・ 現在、建築物石綿含有建材調査者の資格取得が 13 人であり、少ない資格者でより効率的に確認するためには、台帳の一元化が効果的である。堺市の市有建築物すべてを対象とした台帳を整備することが望ましい。

(市長)

- ・全数調査が望ましいが人的、時間的制約もあり、まずは全庁的な照会で今回の教育委員会のようにアスベストが危惧されるものがないか調査が必要。確認調査を早急に行い、その後、データを一元化する必要がある。
- ・マニュアルを作成したら終わりではなく、実行をどう担保するかが必要。作成した業務フローが確実に実行されているかを確認することが大事だ。アスベストの問題はこれからも出てくる可能性が高い。今できることはベストを尽くす。環境局を中心に庁内の意思疎通を図っていくこと。

(島田副市長)

- ・施設管理者の役割や責任があるので、施設管理者が適切にアスベストについて理解し、そのうえで部会と連携して取り組むという形が望ましい。

(建築都市局長)

- ・施設管理者による把握は、本来全部やってもらうのが筋である。管理の一環として認識してもらう必要があり、施設管理者で早急に当たれるものは、調査を進めてほしい。アスベストがある場所の事例について、情報提供できるように準備をしている。

(財政局長)

- ・財産台帳の登録の方法として、財産活用課がすべて調査・入力しているのではなく、各所管が取得や廃止、変更があった際に、財産活用課と共有し、財産台帳に登録することとしている。新しい部会で、今の財産台帳にない情報をどう載せる必要があるのか、どのタイミングでどこと共有するのか適切に議論していきたい。現在、財産台帳をシステムで管理しているが、他の台帳との紐づけが必要かどうか等事務的なことも財産活用課でも議論したい。

閉会